

5 小康期

対策分野	対 策 等
(1) 実施体制	<p>【緊急事態宣言がされた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに市対策本部を廃止します。
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小します。
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来計画を評価・検証し、再流行に備えます。
(4) 予防接種	<p>【緊急事態宣言がされていない場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は流行の第二波に備え予防接種法第6条第3項に基づく接種として住民接種を進めます。 <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は流行の第二波に備え国及び北海道と連携し特措法第46条の規定に基づく住民接種を進めます。
(5) 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<p>【緊急事態宣言がされていない場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や北海道と連携して要援護者への生活支援等を行います。 ・ 従来計画を評価、第二波に備えます。 <p>【緊急事態宣言がされている場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や北海道と連携して要援護者への生活支援等を行います。 ・ 従来計画を評価、第二波に備えます。 ・ 国や北海道などと調整し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等を行います。